



2020年6月29日

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
外務大臣 茂木敏充 様

イスラエルによる西岸地区併合計画に対する声明

日本 YWCA  
会長 藤谷佐斗子  
総幹事 尾崎裕美子

イスラエル政府が7月1日にも実行するとしている、占領下にある西岸地区の一部を併合する計画は、グテーレス国連事務総長が2020年6月23日の国連安全保障理事会への報告で「もっとも重大な国際法違反」と指摘しているとおおり、国際法やこれまでの協議・合意を無視した、正当化しえない暴挙です。

「ナクバ」（「大破局」；1948年に起きたパレスチナの数百の村の破壊と70万人の難民化、イスラエル「建国」を指す）から72年が経過した今も、故郷を奪われた多くのパレスチナの人々は帰還の権利を否定され続けています。パレスチナを追われた難民に加えて、現在「イスラエル」となっている土地に住むパレスチナの人々、東エルサレム・ヨルダン川西岸地域・ガザ地域に住む人々、国内避難民となっている人々も、様々な形で収奪と基本的人権の抑圧にさらされています。女性たちはその中でもさらに困難な立場に置かれています。

2020年2月5日付の日本YWCA「米国による『中東和平案』に対する声明」で指摘しているとおおり、1967年から続く東エルサレム・ヨルダン川西岸地域・ガザ地域のイスラエルによる軍事占領は明確な侵略行為であり、これらの被占領地における入植地の建設・拡大は文民の保護を規定するジュネーブ第四条約に違反しています。これに加えて、今実行されようとしている併合は、すでに数十年にわたり不当に抑圧されてきたパレスチナの人々・女性たちをさらなる危機にさらすものです。

日本YWCAは、平和を求める運動体として、また2035年に向け「正義・ジェンダー平等・暴力と戦争のない世界」の実現を目指す世界YWCA運動の一員として、パレスチナYWCAが常に発信し続けてきた、占領の終結、正義ある平和の実現への呼びかけを支持しています。

日本YWCAは、日本政府に対し、西岸地区併合に反対する明確な意思表示を速やかに行い、イスラエル政府に対し撤回を働きかけるよう強く求めます。